

消 防 広 第 131 号
平成 30 年 3 月 16 日

各都道府県知事
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 長 官
(公印省略)

東海地震における緊急消防援助隊運用方針等の全部改正及び東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等の運用停止について (通知)

昨年 9 月の中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の対応として、「東海地震における緊急消防援助隊運用方針等」(平成 17 年 2 月 4 日付け消防震第 2 号)の全部を改正し、名称を「(暫定版)東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に変更しました。

また、東南海・南海地震における緊急消防援助隊の運用については、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランにより対応することとし、「東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等」(平成 19 年 5 月 23 日付け消防震第 64 号)の運用を停止しました。

つきましては、これらの改正等の内容を御理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

[別添 1 \(暫定版\)東海地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要](#)
[別添 2 \(暫定版\)東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン](#)